

## 浦河町洪水ハザードマップ業務委託仕様書

### 1 目的

令和2年度浦河町洪水ハザードマップ作成業務は、北海道が作成・公表した洪水リスク表示図、水防法に基づく浸水想定区域図、浦河町が令和元年度に実施した図上訓練による災害危険箇所点検（内水氾濫危険箇所）に基づいて洪水ハザードマップを作成し、平時から住民の自助・共助意識を高めることを目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、浦河町（以下「発注者」という。）が受注者に委託する令和2年度浦河町洪水ハザードマップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

### 3 準拠する法令・指針等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・大規模地震対策特別措置法
- ・水防法
- ・河川法
- ・測量法
- ・都市計画法
- ・防災基本計画：中央防災会議
- ・洪水ハザードマップ作成の手引き（改訂版）  
：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室
- ・災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）  
：内閣府（防災担当）
- ・浦河町地域防災計画
- ・浦河町個人情報保護条例
- ・その他関係法令及び通達等

### 4 業務の概要

本業務の概要は下記のとおりである。

- (1) 洪水ハザードマップ作成 1式
- (2) ホームページ公開用データの作成 1式
- (3) その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、受注者は発

注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

## 5 契約期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から90日間とする。

## 6 提出書類

本業務を実施するに当たり受注者は下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表

## 7 損害の賠償

本業務中に、受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

## 8 貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は、受注者が発注者から貸与を受けるものとし、業務完了後は速やかに発注者に返却するものとする。

- ・浦河町洪水氾濫危険区域図【DVD-R】
- ・向別川浸水想定区域図【DVD-R】
- ・乳呑川浸水想定区域図【CD-R】
- ・浦河都市計画用途地域図【図面】
- ・浦河町災害点検箇所図（要図）【図面】
- ・浦河町災害点検箇所図（市街地）【図面】
- ・その他、必要なものが生じた場合は別途協議する。

## 9 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と綿密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。発注者・受注者協議の上決定した事項は、打合せ協議簿等を作成し、記録するものとする。

## 10 成果品の検査・納品

受注者は、本業務の成果品について、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

## 11 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を

受注者の負担において行うものとする。

## 12 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。

## 13 業務の内容

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) マップ作成方針の検討
- (4) マップ原案の作成
- (5) マップ版下の作成
- (6) 印刷
- (7) 報告書作成（打合せ協議簿）
- (8) ホームページ公開用データの作成

## 14 計画の準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

## 15 資料収集・整理

受注者は洪水ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握ために必要と考えられる資料を収集しマップに反映させるものとする。

## 16 マップ作成方針の検討

資料収集・整理した情報を基に、マップ作成方針として以下の内容を検討する。

### (1) 避難の方法

地域特性に応じた避難のあり方について検討を行うものとする。その際、洪水や内水の氾濫携帯の違いを踏まえた、住民がとるべき行動について検討を行うものとする。

### (2) マップの記載項目

上記避難のあり方の検討を踏まえ、町がマップを通じて、住民等にどのような情報を伝える必要があるのかについて検討を行うものとする。

### (3) マップレイアウト

マップはA1判を基本とし、各種情報を踏まえ、地図上でハザード情報を表示するにあたり、最適な表示スケール、地区分割等を検討する。

## 17 洪水ハザードマップの原案作成

マップの作成方針に基づき、マップ原案の作成を行う。

(1) マップ原案の作成

マップ原案は、印刷用のデータとして Adobe 社のイラストレータで作成するものとし、視覚障害者等に配慮したカラーデザインの検討を行う。浦河町地域防災計画等との整合性を考慮しつつ、項目、文章、イラスト、全体デザイン等を検討して原案を作成するものとする。

(2) 庁内及び住民説明会資料の作成

マップ原案を基に、「洪水ハザードマップ」の公表にあたり行う庁内及び住民説明会等で活用できる資料（パワーポイント等）を作成するものとする。

18 洪水ハザードマップの版下作成

発注者と受注者の協議により決定された洪水ハザードマップの原案を元に印刷用の版下作成を行う。

(1) 表現

表現については、町民に誤解を与えないよう注意するとともに、分かりやすい内容となるようイラスト、図版を多用し作成すること。

(2) 基図作成の目安

町内を 3 地区に分け、1 地区 1 種類、計 3 種類作成することを想定。

地域全体図 縮尺 1 / 25, 000 程度

市街地拡大 縮尺 1 / 10, 000 程度

19 報告書作成

本作業は、上述までに行った作業を報告書として、電子データでとりまとめるものとする。

20 ホームページ掲載用のデータ作成

本業務で整理した情報は、ホームページ掲載用データ（PDF 形式）の作成を行うものとする。

21 打合せ協議

着手時、中間時、成果品納品時 1 回の計 3 回打合せ協議を行うものとする。また、発注者または受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

なお、打合せ内容については、受注者が打合せ協議記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

22 成果品

成果品は、以下のとおりとする。なお、成果品は全て、電子データを収めた電子媒体（DVD 等）を正副 2 部提出する他、紙面成果も合わせて提出するものとする。

(1) 洪水ハザードマップ

(2) 報告書

- (3) ホームページ掲載用データ
- (4) 打合せ協議簿
- (5) その他資料

## 23 検査

本業務は、成果品を作成・納品し、発注者の検査合格後、完了とする。

また、本業務完了後においても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の責任において速やかに修正を行わなければならない。

## 24 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。但し、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）は、受注者に留保する。

## 25 成果品の申請手続き

成果品について測量法の定めるところにより、国土地理院への使用申請手続きが必要な場合は、受注者が申請手続きを行う。

## 26 印刷仕様書

- 1 品名 浦河町洪水ハザードマップ
- 2 規格 磁気媒体及び紙媒体にて作成された印刷原稿データを基に、指示する  
ア サイズ A-1判（A-4判折り上げ仕上げ）とする。その他のサイズで作成する場合は事前に担当の承認を得ること。  
イ 印刷刷色 4色刷  
ウ 印刷部数 7,000部  
(3地区に分ける場合は3地区分合わせて7,000部とする)  
エ 再生紙等環境に配慮した用紙を使用  
オ 校正4回
- 3 その他
  - ・印刷に用いた最終のデータ（AI・EPSアウトラインデータ化前・後）及びPDFデータを、DVD-R（2枚）で提出すること。
  - ・印刷前に使用する紙見本を提出すること。
- 4 納入場所 浦河町役場総務課危機管理室